

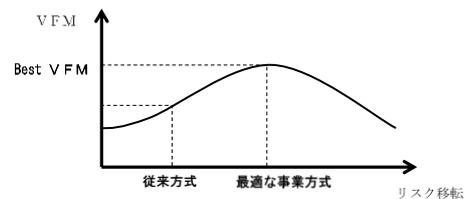
リスク分担の検討（案）

1. リスク分担の考え方

リスク分担とは、「事業の進行を妨げる様々な不確実要因（リスク）に対し、その負担者を予め契約書に明確に定めておくこと」をいいます。リスクの負担者については、「契約当事者のうち、個々のリスクを最も適切に対処できる者が当該リスク責任を負う」という考え方に基づき設定します。

- ① リスクの顕在化をより小さな費用でカバーできる対応能力がある者
- ② リスクが顕在化した際の、追加的支出を極力抑制して対応できる能力がある者

民間事業者に過度なリスク負担を強いると、予備費等が必要となり、その費用が結果として公共（発注者）の支払う対価に上乗せとなることから、VFMは低下することとなる点に留意が必要です（右図参照）。VFMの向上のためには適切なリスク分担を定めることが重要です。



2. 本事業において特に留意すべきリスク

(1) 不適物混入リスク（受入廃棄物の品質リスク）

処理不適物の混入等により発生する事故の主な発生原因

- ① 住民のごみ分別意識の不足
- ② 廃棄物回収時の受入廃棄物内容のチェック不足
- ③ 廃棄物受入時の確認不足 など

①、②は本事業の範囲外。民間事業者が責任をとれない（リスクマネジメントできない）部分にあたり、**市がリスク負担することが適当**だと考えています。

③は民間事業者で管理できる範囲だが、受入廃棄物全てを詳細に確認することを求めた場合は大幅な費用増となります。民間事業者に**目視レベルでの確認を求めるとともに、民間事業者の善良なる管理者の注意義務を行ったうえで生じたリスクについては市が負うことが適当**だと考えています

不適物混入リスク（受入廃棄物の品質リスク）は、民間事業者に目視レベルでの確認を求めるとともに、民間事業者の善良なる管理者の注意義務を行ったうえで生じたリスクについては市が負担することを考えています。

(2) ごみ量変動リスク（受入廃棄物の量の変動リスク）

受入廃棄物量の変動予測は困難です。ごみ量の変動により民間事業者が負担する費用も変動するため、当該リスクは市が負担する必要がありますありますが、民間事業者が負担する費用変動実費分に応じて、市のサービス購入費を増減する方法では、効果的な費用削減は実現されません。

そのため、サービス購入費は市が提示する将来の受入廃棄物量の推計値に基づき、民間事業者が、固定料金とごみ量の変動に基づく変動料金を提案する従量料金制度の導入により双方のリスク負担を軽減することが必要だと考えています。

推計値を大幅に超えるごみ量の増減に伴う管理運営費等の増大については、従量料金制度の範囲外

として協議を行うなど、市がリスク負担することも効果的だと考えています。

<委託料の構成>

固定料金（処理量に関わらず一定の金額）＋変動料金（処理量に応じて支払う額）

⇒固定料金のみで支払う場合

（事業者側）実際の処理量が計画値より増大しても、支払われる委託料は変わらないため、常に最大処理容量を想定して応札せざるを得ず、入札価格が高騰する。

（市側）将来的に、排出ごみ量が減少（人口減少も含む）したとしても、支払う委託料は変わらないため市の支出が割高となる可能性がある。

ごみ量変動リスク（受入廃棄物の量の変動リスク）は、固定料金とごみ量の変動に基づく変動料金を提案する従量料金制度の導入により双方がリスクを負担することを考えています。

（3）物価変動リスク

民間事業者が負担すると費用増や利益の減少の原因となり得ることから、変動が民間事業者に与える影響の程度を踏まえて負担させることが必要であり、管理運営期間が短い場合や通常程度の物価変動など民間事業者がリスクマネジメントできる範囲については、民間事業者のリスク負担とすることが望ましいと考えています。

しかし、本事業は長期にわたる事業であり、特に運營業務の開始以降については、市場価格との乖離が生じる可能性が高くなり、民間事業者のリスクマネジメントが困難となります。

そのため、この通常予見できない物価変動リスクについては市が負担し、応札時点から業務実施時点において物価変動があった場合は、予め契約書に定める改定方法（物価指標の変化率に支払額を連動させる）について、委託料を見直すことを考えています。

<適用する物価指標の例>

- ・消費者物価指数（総務省統計局）
- ・企業向けサービス価格指数（日本銀行調査統計局） など

物価変動リスクは、通常予見できない物価変動として、原則として施設の供用開始後のインフレ・デフレについては市の負担、施設の供用開始前までは民間事業者の負担とすることを考えています。

（4）不可抗力リスク

天災等の不可抗力事由によって生じる軽微な損害について、市の負担とした場合、市は修理費用を支払うこととなり、その手続きが非常に煩雑です。

また、民間事業者はその損害を最小限にとどめるインセンティブを与えるためにも、事業者の損害又は増加費用のうちの一部を事業者が負担し、それを超過する部分について、合理的な範囲で市が負担することが一般的に行われています。

<官民の分担の例>

- ① 管理運営期間中の累計で、管理運営期間中の管理運営費の総額に相当する額に一定の比率を乗じた額に至るまでの損害等の額までは事業者負担（例：総額 100 億円の 1%である 1 億円までは事業者負担とする。）
- ② 一事業年度中に生じた不可抗力に起因する損害金の累計で、一事業年度の管理運営費に相当する金額に一定の比率を乗じた額に至るまでの損害等の額までは事業者負担（例：年間 5 億円の 1%である 500 万円までは事業者負担とする。）
- ③ 上記のとおり比率ではなく、ある一定の額までは事業者負担（例：年間 100 万円までは事業者負担とする。）
- ④ 不可抗力に起因する損害金が生じた都度、一定の比率を乗じた額を事業者が負担する。（この場合、軽微な損害であっても市の負担が生じることから、煩雑さの回避にはならない。）

不可抗力リスクは、一定程度までは民間事業者が負担し、それを超過する部分については、合理的な範囲で市が負担することを考えています。

(5) 周辺住民との合意形成リスク（近隣対応リスク）

円滑に事業を進めるためには、民間事業者募集前に計画地周辺における住民との合意形成が一定程度取れていることが望ましく、少なくとも着工前までには市主導のもと合意形成を得ることが大前提と考えています。

計画地に廃棄物処理施設を整備するという事は市の政策上の決定事項であると考えられ、そのリスクを民間事業者がマネジメントすることは困難であり、市が市民をはじめとする関係者全員と十分にリスクコミュニケーションをとること（リスク負担すること）が必要だと考えています。

なお、施設の設置そのものに対する住民の反対運動以外に関するリスクについては事業者が負担することを考えています。

近隣対応リスクは、施設の設置そのものに対する住民の反対運動については市が、それ以外に関するリスクについては事業者が負担することを考えています。

【本事業における官民リスク分担案（DBO方式を想定）】

○:主分担 △:従分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者		
			市	事業者	
共通	入札図書リスク	入札説明書、要求水準等の誤記、提示漏れにより、市の要望事項が達成されない等	○		
	応募費用リスク	応募費用に関するもの		○	
	契約締結リスク	議会を含む市の事由により契約が結べない等※1	○		
		事業者の事由により契約が結べない等※1		○	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○		
	制度関連	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令の変更等	○	
			上記以外の法令の変更等		○
		税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等		○
			上記以外の税制度の変更等	○	
	許認可リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○	
市が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○	△		
交付金リスク	事業者の事由により予定していた交付金額が交付されない又は交付遅延等	△	△		
	上記以外のもの	△	△		
共通	近隣対応リスク	本施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○		
		上記以外のもの		○	
	第三者賠償リスク	事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化等維持管理の不備による事故等により第三者に及ぼす損害		○	
		上記以外のもの	○		
	環境保全リスク	事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等による周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合等		○	
		施設の供用開始前のインフレ・デフレ※2	△	○	
	物価変動リスク	施設の供用開始後のインフレ・デフレ※3	○	△	
事業の中止・遅延に関するリスク		市の指示、市の債務不履行によるもの	○		
	事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○		
不可抗力リスク	引渡前に起きた天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等※3	△	○		
	引渡後に起きた天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等※3	○	△		
設計段階	設計変更	市の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○		
		事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○	
	測量・地質調査の誤りリスク	市が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○		
事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの			○		
建設着工遅延	市の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○			
	上記以外の要因によるもの		○		
建設段階	工事費増大リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大によるもの	○		
		上記以外の要因によるもの		○	
	工事遅延リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延によるもの	○		
		上記以外の要因によるもの		○	
一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○		
性能リスク	要求水準の不適合(施工不良を含む)		○		
維持管理・運営段階	ごみ質の変動	搬入される生ごみ等の質の変動によるコスト負担の変動※4	○	△	
	ごみ量の変動	搬入される生ごみ等の量の変動によるコスト負担の変動※5	○	△	
	処理不適物混入リスク	搬入される生ごみ等に処理不適物が混入していた場合のコスト増大(事業者の善良なる管理者の注意義務をもって排除できない場合)	○		
		事業者の善管注意義務違反の場合		○	
	性能リスク	要求水準の不適合		○	
	施設瑕疵リスク	維持管理・運営期間中における施設瑕疵に関するもの		○	
	施設の性能確保	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○	
施設損傷	事故・火災等による修復等にかかるコスト増大	施設・設備の老朽化、運営不備、警備不備による第三者の行為等に起因するもの		○	
		ごみ収集車・搬入車に起因するもの	○		
			○		

- ※1 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。
- ※2 建設期間中は基本的には事業者のリスクであるが、著しい物価変動の場合は、協議を行うなど市の負担となる。運営期間中は基本的には市の負担となり、一定範囲内においては事業者の負担となる。
- ※3 不可抗力については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は市が負担する。
- ※4 搬入される生ごみ等の質の変動は、受入廃棄物の質の変動も考慮した変動料金を採用することにより対応し、計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、市、事業者の協議とする。
- ※5 搬入される生ごみ等の量の変動は、固定料金及び変動料金の2料金体制を採用することにより対応し、計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、市、事業者の協議とする。